



## 納涼まつりなどを行う場合は、「消火器の準備」と「露店の届出」が必要になります。

昨年8月に京都府福知山市花火大会において、露店の出店者がガソリン携行缶の取扱に不注意により、火災となり多数の死傷者が発生しました。

これを受け、敦賀美方消防組合火災予防条例を改正しました。今回の改正により、8月1日から縁日や地区の納涼まつりなど多数の人が集合する催しにおいて、火気器具を使用する露店などを出店する場合、消火器の準備や露店の届出等が義務付けられました。



## Q&A

### 主な改正点

#### 1 露店などの開設届出

次の①または②のイベント等で、コンロや発電機などの**火気器具を使用する場合は**、事前に消防署への届出が必要です。

- ①神社やお寺などで行われる、祭りや縁日で露店等を出店する場合
- ②地区や自治会（女性の会、青壮年会など）で納涼まつりなどを行う際に、焼き鳥、焼きそば、お好み焼きなどの屋台等を出店する場合

※届出の様式は、敦賀美方消防組合ホームページからダウンロードしてください。提出の際は、露店等の開設場所と消火器の設置場所の略図などを添付してください。

#### 2 消火器の準備

1に該当する場合、出店ごとに消火器が必要となります。（住宅用消火器は不可）

#### 3 その他

- 近親者によるバーベキューや保育園のもちつき等のイベントでは、届出義務はありません。しかし、万が一の場合に備え、消火器など消火の準備をしてください。
- 露店の数が100店舗を超える催しは、主催者が防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画書を提出することが義務付けられました。

#### Q1. 届出は誰が行うの？

**A1.** 「露店等を開設しようとする者」に義務があります。ただし、一つの催しに複数の対象火気器具等を使用する露店等が開設する場合は、当該催しの主催者、施設の管理者、露店等の開設を統括する者が取りまとめて管轄の消防署へ提出してください。

#### Q2. 露店等とはどのようなもの？

**A2.** 祭礼や地区や自治会等の各種団体などが行う催しにおいて、露店、屋台その他これらに類する店を開設し、物品等を販売または提供するものをいいます。

#### Q3. 火気器具とはどのようなもの？

**A3.** 液体燃料（ガソリン等）、気体燃料（プロパンガス等）、固体燃料または電気を熱源とし、火を使用する器具または使用した際に火災が発生する恐れがある器具をいいます。具体的には、コンロ、フライヤー、たこ焼き器、発電機などです。



平成26年度全国統一防火標語  
「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」

問合せ先 消防本部予防課 ☎ 23 - 9988



## 認知症になっても、安心して生活できるよう 認知症初期集中支援チームがお手伝いします

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、昨年8月から「認知症初期集中支援チーム」を各地域包括支援センターに設置しています。

### 認知症初期集中支援チームとは…

認知症の早期診断・早期対応を目的とし、専門医、保健師または看護師、社会福祉士または介護福祉士などの多職種の医療と福祉の専門スタッフで構成された専門職のチームです。



### 支援の流れ ▶▶▶▶

### 認知症が気になったら…

認知症の方やその家族から依頼を受けたチーム員が、自宅を訪問し認知症の程度の把握や情報提供等を行います。  
その後、チーム員会議を開き、必要な医療や介護サービスなど支援の方向性を検討し、各関係機関と連携して必要な支援を行います。  
介護サービスの導入や専門医への受診につなげ、ケアマネジャー（介護支援専門員）等への引継ぎを行い初期集中支援を終了します。  
支援終了後もモニタリングを行い、支援の状況を確認します。

- ①地域包括支援センターへ依頼
- ②初回訪問  
（保健師または看護師と社会福祉士または介護福祉士2人が訪問します）
- ③認知症初期集中支援チーム員会議
- ④必要な支援の実施  
（かかりつけ医・嶺南認知症疾患医療センターからの助言・指導）
- ⑤認知症初期集中支援チーム員会議
- ⑥ケアマネジャー等への引継ぎ

### 昨年度の状況【平成25年8月～26年3月（全国14箇所厚生労働省のモデル事業として実施）】

支援した人数：44人

- 80歳代の方が多い（最年少62歳、最高齢92歳）
- 独居・夫婦2人暮らし等高齢世帯が半数を占める。
- 認知症の疑いや軽度認知症の方が6割を占める。

チーム員が自宅を訪問し、認知症の程度などの把握を行った上で、専門医をまじえたチーム員会議で必要な医療やサービス等の検討を行い、かかりつけ医やケアマネジャー、民生委員等の関係機関と連携しながら支援を進めました。

支援を行った方のうち13人が「介護サービス導入」や「専門医への受診」につながり、ケアマネジャーや介護サービス事業所等の関係機関へ引き継ぎました。  
他の方は、継続し認知症初期集中支援チームが支援等を行っています。

認知症は早期発見・早期治療により進行を遅らせることができます。また、軽度の認知症であれば早期治療と対応で元気な状態に戻ることも可能だといわれています。  
認知症が気になる方、認知症の家族のことでお悩みの方は、**地域包括支援センター**へご相談ください。



名称	地域包括支援センター「あいあい」	地域包括支援センター「なごみ」	基幹型地域包括支援センター「長寿」
所在地	敦賀市東洋町4-1 福祉総合センター「あいあいプラザ」内	敦賀市公文名1-6 つるが生協在宅総合センター「和」内	敦賀市中央町2丁目1-1 市役所介護保険課内
電話	☎ 22 - 7272	☎ 21 - 7530	☎ 22 - 8181
担当地区	北・南・西・松原・西浦・東浦・東郷・中郷・愛発地区	粟野地区	必要時、担当地域の地域包括支援センターと連携・協働し支援します。

問合せ先 介護保険課 ☎ 22 - 8181